

諫早市立湯江小学校いじめ防止対策基本方針

【学校教育目標】 「たくましく かしこく きもちやさしく」
～健やかな心身を養い、友と支え合いながら努力する児童の育成～

【湯江っ子へのメッセージ】 「夢いっぱい 笑顔いっぱい」
湯江っ子は「3つの"あ"」(あいさつ・あるき・あとしまつ)を守り、
夢に向かって努力します。

【いじめ防止対策委員会基本方針】

○本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、
具体的には、以下の機能をもち、児童の豊かな学校生活及び教育活動を支える
取組を行うものとする。

【いじめ防止対策委員会の取組内容】

- ①いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 →各学期にアンケート実施後、個別面談の定期的な実施。
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割

【構成メンバー】

- ・校長，教頭，教務主任，低・中・高学年代表，教育相談担当職員，養護教諭心のケア相談員，特別支援補助員及び関係職員
- ・必要に応じて，学校評議員，学校支援会議委員，民生委員，その他外部関係者等

【PTAとの連携】

通常のPTA活動の取組目標等に、いじめ対策基本方針を取り入れながら、本部役員、子供会、老人会等地域との情報交換を定期的に行う。

【関係機関との連携】

児童の関係改善のために外部関係機関との連携が必要な場合にはその都度対応策を考え児童の心のケア・改善に努める。

【児童会との連携】

児童会の活動内容に人権を考えた取組の中へ「いじめ」対策を取り入れ、年間計画の中に位置づけるとともに実践を行う。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

【いじめ防止への取組】

【学校の取組】

- 全教育活動を通じ、いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、いじめる側が悪いという明確な一事を毅然とした態度で行きわたらせる。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や人権意識、生命尊重の態度を育成する。
- 児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、自己肯定感を高める。
- 学級会・児童会活動・行事の活用を中心とした子どもどうしの取組：「話し合い活動の重視：理由を大切にしながら結論を出す。」「行事（運動会等）など何か一つのことを助け合い支え合いながら達成していくような機会を多く設定し思いやりの心を育てる」支援を充実する。（全クラスで実施する）
- 指導力向上を目指した教職員研修の充実を図る。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成することができるような活動等の充実を図る。
- 児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、自己肯定感を高めることができるような取組を推進する。
- いじめ防止等のための取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、学校のホームページへの掲載やその他の方法により公開し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。
- 入学時、各年度始めには、児童、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校の基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。

【地域での取組】

- 思いやりの心を育む温かな人間関係の構築
- 基本的生活習慣の確立
- 正義感を育成するための確固たるルール（弱い者を助け親切にする。差別や偏見をなくす）づくり→人権集会に向けての取組
- PTA・子ども会行事等への積極的な参加による連携強化

【いじめ防止の早期発見】

【学校の取組】

- 「児童事例研修会を中心としながら子どもに関する情報交換を密にし、共有する。
- 気づきメモ（5W1H）により、報告・連絡・相談の充実を図る。
- 子ども理解支援シート（各学期1回）の記入・アンケート調査や個人面談（不定期）を実施し、きめ細かな把握に努める。
- 児童や保護者に対する啓発を続け、心のケア相談員の活動を充実させる。
- きみとあなたの相談箱：教室棟階段下の活用（誰にも相談できないような悩みを書いて投函する）
- 県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を有効活用する。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

【家庭での取組】

- 家族団らんの機会を増やし、日頃から、悩みを気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- 心の相談窓口として、関係各機関の活動内容について研修を深めておく。
<少年センター・児童相談所・警察・医療機関等での改善方法>

【いじめに対する措置】

【学校の取組】

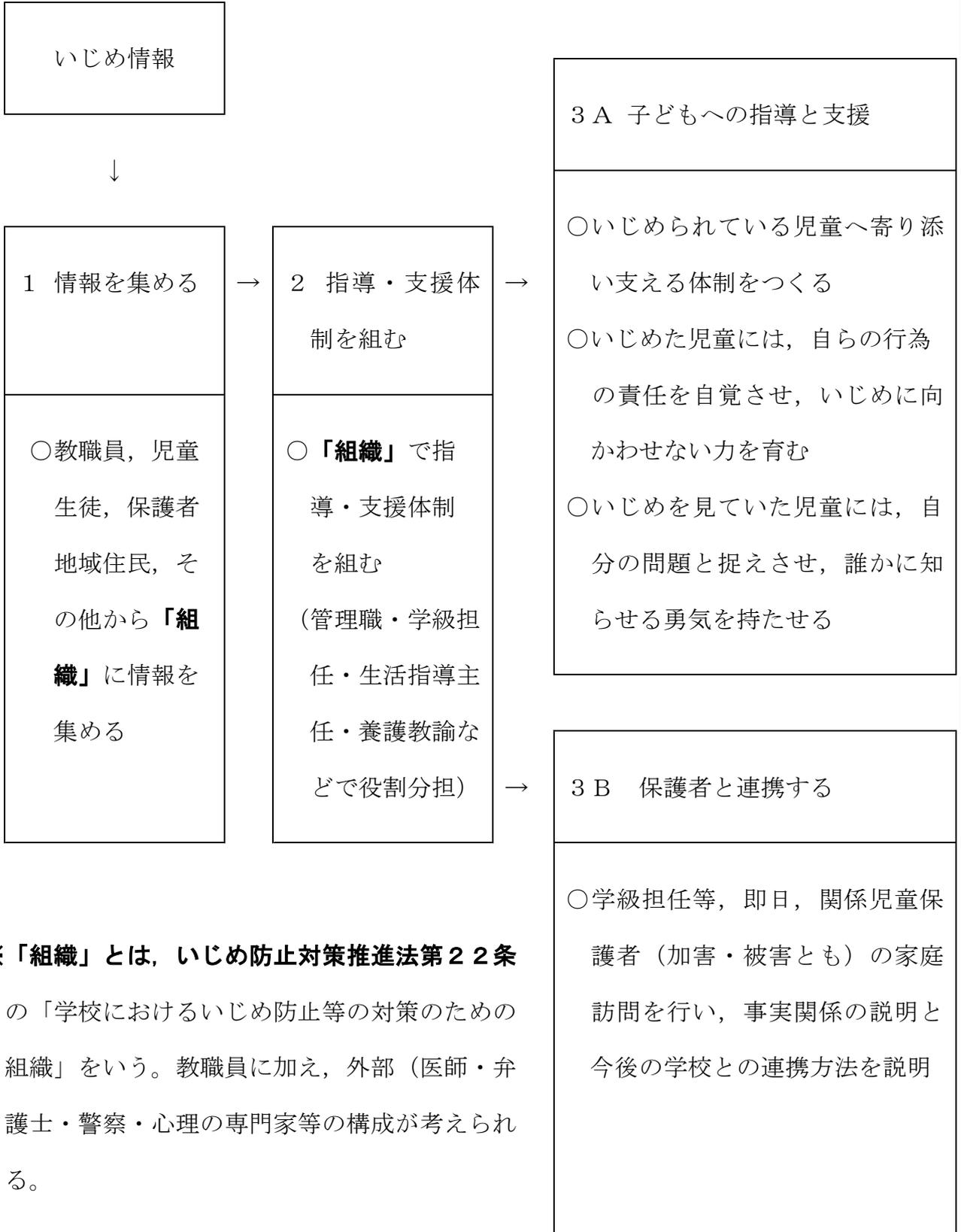
- 被害児童を守り通すという毅然とした指導体制を確立させる。
 - ・いじめの疑いのある行為は直ちに家庭との連携を取りながら指導する。
 - ・プライバシーに配慮しながら、事実の正確な把握のための手立てをとる。
 - ・組織的なスピード感のある対応をする。（素早く・誠実に・何度でも）
 - ・加害・被害児童及び保護者について、共感的な理解の下、早い段階から関わりを持った支援。
- 加害児童及び保護者について、毅然とした指導と誠意ある継続的な助言に努める。
- 当該学級などの関わりを持つ集団については、継続的にいじめを抑止できる学級集団と、理解を深められる仲間作りの手助けに努める。
- 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 心のケア相談員・心の教室相談員の配置及びスクールカウンセラー等の派遣等による教育相談体制を充実する。
- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う

【家庭での取組】

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条）

- 子どものサインを見逃さない。
- 子どもを守る、子どもに卑怯なことはせないという揺るぎない教育方針で、学校をはじめとする関係機関と連携をとる。
- 広く意見を求め、個人で抱え込まないようにする。

<組織的ないじめ対応の流れ>



いじめ情報



1 情報を集める

○教職員, 児童
生徒, 保護者
地域住民, そ
の他から「**組
織**」に情報を
集める



2 指導・支援体
制を組む

○「**組織**」で指
導・支援体制
を組む
(管理職・学級担
任・生活指導主
任・養護教諭な
どで役割分担)



3 A 子どもへの指導と支援

○いじめられている児童へ寄り添い支える体制をつくる
○いじめた児童には, 自らの行為の責任を自覚させ, いじめに向かわせない力を育む
○いじめを見ていた児童には, 自分の問題と捉えさせ, 誰かに知らせる勇気を持たせる

3 B 保護者と連携する

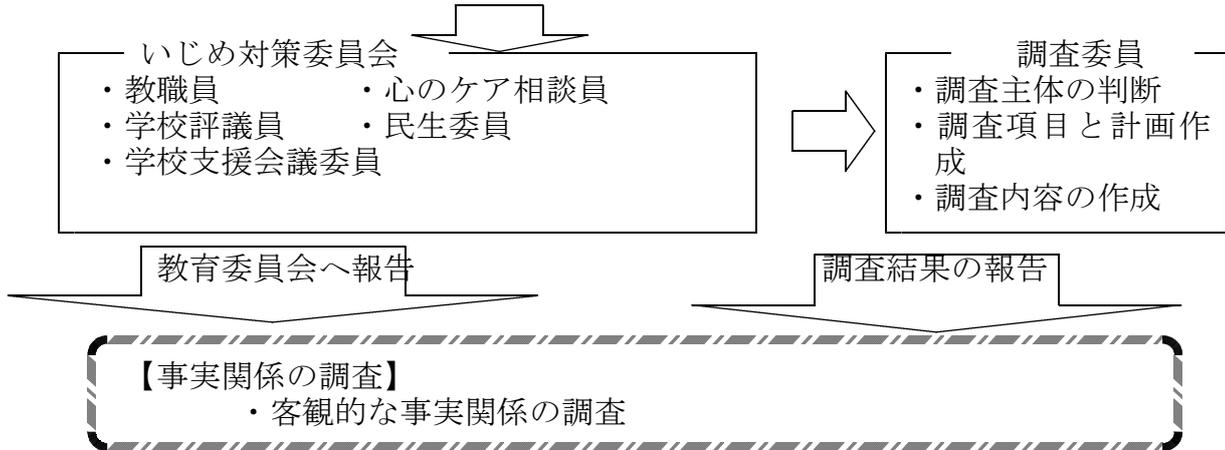
○学級担任等, 即日, 関係児童保護者 (加害・被害とも) の家庭訪問を行い, 事実関係の説明と今後の学校との連携方法を説明

※「組織」とは, いじめ防止対策推進法第22条

の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。教職員に加え, 外部 (医師・弁護士・警察・心理の専門家等の構成が考えられる。

<重大事態発生時の対処>

公平性・中立性の確保 プライバシーへの配慮
いじめ発生報告



聴き取り可能	聴き取り不能
<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童からの聴き取り。 在籍児童からの聴き取り。 加害児童へ事実確認後指導。 いじめられた児童の心情ケア 学校生活復帰の支援 	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童の保護者の要望意見の聴取。 児童への質問紙による調査 教職員への質問調査

【学校の取組】

- 被害児童を守り通すという毅然とした指導体制を確立させる。
 - ・いじめの疑いのある行為は直ちに制止させる。
 - ・プライバシーに配慮しながら、事実の正確な把握のための手立てをとる。
 - ・組織的なスピード感のある対応をする。(素早く・誠実に・何度でも)
 - ・該当児童及び保護者について、共感的な理解の下、早い段階から関わりを持つ。
- 加害児童及び保護者について、毅然とした指導と誠意ある継続的な助言に努める。
- 当該学級などの関わりを持つ集団については、継続的にいじめを抑止する「仲裁者」が表れるような集団作りに努める。

【被害・加害児童生徒保護者の対応】

- 子どものサインを見逃さない。
- 子どもを守る、子どもに卑怯なことはせないという揺るぎない教育方針で、学校をはじめとする関係機関と連携をとる。
- 広く意見を求め、個人で抱え込まないようにする。

【マスコミへの対応】

- マスコミからの問い合わせ
 - ・問い合わせ窓口の一本化(すべての窓口を教頭(校長)) 管理職以外の対応をなくす
 - ・児童への個別インタビューの対応を行わないように依頼
- 保護者会の開催
 - ・発生確認後速やかに早い時期調査確認内容の報告

< 教育委員会への調査結果報告 >

- 委員会からの指導を仰ぐ

○年間指導計画

月	組 織	活 動 予 定
4	学校・P T A	○学校基本方針の確認・P T A総会時の啓発 ○学級分会での共通理解 ○ 児童事例研修会 で気になる子どもへの対応確認(職員共通理解) ※基本的に各月1回実施
5	いじめ防止対策委員会	○学校基本方針の周知・確認 学級会(話し合い活動の重視し理由を大切に話し合いを重視する)・学校行事等を生かして、子ども同士が互いに支え合い協力するような機会を設定して「思いやりの心」を育てる。
6	学校・関係諸機関	○ 湯江っ子を見つめる教育週間(道徳授業公開) ○学校支援会議
7	学校・P T A	○ 第1回学校評価アンケート (教職員・児童・保護者) ○個人面談(P T A:気になる子) ○必要に応じて学級P T Aでの共通理解
8	学校	○校内研修(発達障害等の研修も含む気になる子どもへの対応確認) ○ いじめ対策点検 自殺防止の研修 (8/21)
9	学校	○ 第1回学校評価アンケート結果を受けての教育活動の評価・改善
10		○ 第1回学校評価アンケート結果を受けての教育活動の評価・改善
11	学校	○ 人権月間・人権集会に向けての取組(各学年)
12	学校・P T A	○ 人権集会の開催 ○個人面談(P T A:気になる子) ○必要に応じて学級P T Aでの共通理解 ○ 第2回学校評価アンケート (教職員・児童・保護者)
1	学校・関係諸機関	○ 第2回学校評価アンケート結果を受けての教育活動の評価・改善
2	いじめ防止対策委員会	○学校支援会議 ○ 年間の活動評価、改善
3	共通理解『児童事例研修会』次年度への引継ぎ	